

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍附票ファイル
行政機関等の名称	吹田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民室、千里出張所、山田出張所、千里丘出張所
個人情報ファイルの利用目的	戸籍に記載されている者の居住関係の公証及び在外選挙人名簿の登録に関する事務に利用する。
記録項目	1 本籍、2筆頭者、3氏名、4氏名振り仮名、5住所、6住定日、7生年月日、8性別、9登録事由、10登録日、11編製日、12改製日、13除票日、14在外選挙人名簿登録市町村名、15在外選挙人名簿登録日、16在外選挙人名簿抹消日、17住民票コード
記録範囲	吹田市に本籍を有する者
記録情報の収集方法	届出、住所地及び選挙管理委員会からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	請求書提出先 (名称) 吹田市市民部市民相談室 (情報公開担当) (所在地) 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例での規定なし)	
備考	新規届出日：令和5年(2023年)4月1日 最新更新日：令和8年(2026年)4月1日	